

当院の診療・施設基準に関する情報

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制加算
- ・一般名処方加算
- ・オンライン資格確認
- ・外来感染対策向上加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算
- ・医療情報取得加算
- ・長期収載品の選定療養
- ・特定疾患療養管理料
の算定・実施をしております。

■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても発行いたしますので、ご希望される際はお申し出ください。ただし発行にはお時間を要しますので、お支払いの順番が前後し、お待ちいただくことがあることをご了承いただきます様宜しくお申し上げます。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

■一般名処方・薬の処方に関して

安定してお薬を服用していただくため当院では、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。患者様の容態に応じて医師の判断に基づき、28日以上長期処方に対応いたします。

■医療情報取得加算

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

■院内感染対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方：感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を医院全体として取り組み、医院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。2. 院内感染防止対策のための医院の組織に関する基本的事項：当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染管理者のもと感染防止対策部門を設置し、感染防止に係る日常業務を行い、且つ週1回院内の定期巡回を行い感染防止対策の実施状況を把握しています。尚、感染対策防止部門は当院の医療有資格者である医師と看護師から編成しております。3. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針：職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針：法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染防止対策部門で検討及び現場へのフィードバックを実施しています。5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針：院内感染が発生または疑われる場合は、感染防止対策部門が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。6. 抗菌薬の適正使用に関する基本方針：当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）を参考に、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。7. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針：院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、定期的にマニュアルの見直し、改訂を行います。

■電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認システムを通じて患者様の薬剤情報や特定健診等取得した情報を診療に活用する体制を整えています。また、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス（導入予定）を活用して、患者様の診察・治療・薬剤処方等における情報を最適な形で活用し、より良質な医療を受けられる体制の構築を目指します。

■長期収載品の選定療養

長期収載品とは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことを指します。令和6年10月より後発医薬品があるお薬で、患者様が先発医薬品の処方を希望される場合は、自己負担額が発生します。自己負担額は、先発医薬品と後発医薬品の価格差（薬価）の4分の1相当の料金です。